### **(\*)** 厚生労働省

# 埼玉労働局

## **Press Release**

埼玉労働局発表 令和4年12月23日

#### 【照会先】

埼玉労働局職業安定部

職業対策課長 小室 幸士職業対策課長補佐 栗原 理恵地方障害者雇用担当官 岡田 修一(電話) 048(600)6209

## 令和4年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省埼玉労働局(局長 久知良俊二)では、このほど、埼玉県内に本社をおく民間企業や公的機関などにおける、令和4年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は 2.3%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、 精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、 それを集計したものです。

### 【集計結果の主なポイント】

### <民間企業> (法定雇用率 2.3%)

- ○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。
  - ・雇用障害者数は 17,060.5 人、対前年差 505.0 人増加、対前年比 3.1%増加
  - ・実雇用率 2.37%、対前年比 0.05 ポイント上昇
- ○法定雇用率達成企業の割合は48.8%、対前年比1.0ポイント上昇
- <公的機関> (同 2.6%、埼玉県等の教育委員会は 2.5%) ※ 〔 〕は機関数、( )は前年の値 ○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で上回る。
  - ・埼玉県の機関[5]:雇用障害者数 289.5人(283.5人)、実雇用率 2.93%(2.88%)
  - ・市町村の機関[91]:雇用障害者数 1,397.5人(1,323.0人)、実雇用率 2.51%(2.40%)
  - ・埼玉県等の教育委員会〔2〕: 雇用障害者数 905.5 人 (892.5 人)、実雇用率 2.48% (2.47%)

### <地方独立行政法人等> (同 2.6%) ※ ( ) は前年の値

- ○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を上回る。
- ・雇用障害者数 61.0人 (48.5人)、実雇用率 2.54% (2.01%)

## 障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

### 1 民間企業における雇用状況

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業 (43.5人以上規模の企業:法定雇用率2.3%) に雇用されている障害者の数は17,060.5人で、前年より505.0人増加(前年比3.1%増) し、20年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は8,212.5人(対前年比0.4%減)、知的障害者は5,546.5人(同2.7%増)、精神障害者は3,301.5人(同13.4%増)と、知的障害者、精神障害者が前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- 実雇用率は、11年連続で過去最高の2.37%(前年は2.32%)、法定雇用率達成企業の割合は48.8%(同47.8%)であった。

### ※参考

	令和4年	令和3年	対前年増減
雇用障害者数	17, 060. 5 人	16, 555. 5 人	505.0 人
実雇用率	2. 37%	2. 32%	0. 05
法定雇用率達成企業割合	48.8%	47.8%	1.0

	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2年	3年	4年
実雇用率	1.80%	1.86%	1. 93%	2.01%	2. 15%	2. 22%	2.30%	2. 32%	2. 37
全国順位	31 位	33 位	30 位	28 位	25 位	24 位	18 位	22 位	24 位

[総括表1、グラフ1、詳細表1(1)・(4)]

### 〇 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5~100人未満規模 企業で2303.0人(前年は2,155.0人)、100~300人未満で4,462.0人(同4,098. 5人)、300~500人未満で1,569.5人(同1,813.5人)、500~1,000人未満で2, 036.5人(同1,976.0人)、1,000人以上で6,689.5人(同6,512.5人)と、300 ~500人未満以外の企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、43.5~100人未満で1.75%(前年は1.70%)、100~300人未満で2.37%(同2.20%)、300~500人未満で2.27%(同2.63%)、500~1,000人未満で2.31%(同2.24%)、1,000人以上で2.74%(同2.69%)となった。なお、1,000人以上の企業規模で民間企業全体の実雇用率2.37%(同2.32%)

を上回っている。

・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5~100人未満で45.0%(前年は44.0%)、100~300人未満で54.6%(同53.8%)、300~500人未満で40.2%(同41.5%)、500~1,000人未満で50.3%(同49.0%)、1,000人以上で69.6%(同59.8%)となり、43.5~100人未満と300~500人未満以外の企業規模で前年より増加した。

[グラフ2①・②、詳細表1(2)]

### 〇 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農業、林業」「漁業」 「金融業、保険業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯 楽業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「鉱業,採石業,砂利採取業」(3.53%)「運輸業,郵便業」(2.31%)「卸売業,小売業」(2.43%)、「宿泊業,飲食サービス業」(3.08%)、「医療,福祉」(2.82%)が法定雇用率を上回っている。

[グラフ3①・②、詳細表1(3)]

### 〇 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和4年の法定雇用率未達成企業は1,913社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、70.1%と約7割を占めている。
- また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は1,176社であり、未達成企業に占める割合は、61.5%となっている。

〔詳細表 1(5)〕

### 2 公的機関における在職状況

### (1) 埼玉県の機関(法定雇用率2.6%)

埼玉県の機関に在職している障害者の数は289.5人で、前年より2.1%(6人)増加しており、実雇用率は2.93%と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。

埼玉県の機関は5機関全て達成。

[総括表 2 (1)、詳細表 2 (1)、 3 (1)①]

### (2) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)

市町村の機関に在職している障害者の数は1,397.5人で、前年より5.6% (74.5人) 増加しており、実雇用率は2.51%と、前年に比べ0.11ポイント上昇した。 91機関中69機関が達成。

[総括表 2 (2)、詳細表 2 (2)、3 (1)②]

### (3) 埼玉県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)

埼玉県等の教育委員会に在職している障害者の数は905.5人で、前年より1.5%(13.0人) 増加しており、実雇用率は2.48%(埼玉県教育委員会は2.52%、さい

たま市教育委員会は2.25%)と、前年に比べ0.01ポイント上昇した。 埼玉県等の教育委員会は2機関中1機関が達成。

[総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)、3 (2)]

### 3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等(法定雇用率2.6%)に雇用されている障害者の数は61.0 人で、前年より25.8%(12.5人)増加しており、実雇用率は2.54%と、前年に比べ0.53ポイント増加した。

3法人中2法人で達成。

〔総括表3、詳細表3(3)〕

### <総括表>

令和4年6月1日現在における障害者の雇用状況

### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数/企業数	⑤ 達成割合
民間企業	人 721,148.0	人 17,060.5	2.37	1,821 / 3,734	% 48.8
	( 712,801.5 )	( 16,555.5 )	( 2.32 )	( 1,743 / 3,647 )	( 47.8 )

### 2 地方公共団体における在職状況

(1) 埼玉県の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤ 達成割合
計	9,887.0 <sup>人</sup>	人 289.5	2.93	5 / 5	100.0
	( 9,841.0 )	( 283.5 )	( 2.88 )	( 5 / 5	) ( 100.0 )
知事部局	7,719.5	228.0	2.95	1 / 1	100.0
和争前间	( 7,659.0 )	( 222.0 )	( 2.90 )	( 1 / 1	) ( 100.0 )
7. 0.1h 0.1% HI	2,167.5	61.5	2.84	4 / 4	100.0
その他の機関	( 2,182.0 )	(61.5)	( 2.82 )	( 4 / 4	) ( 100.0 )

### (2) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤ 達成割合
Law all a like Br	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	人	%	00 / 01	%
市町村の機関	55,744.5	1,397.5	2.51	69 / 91	75.8
	( 55,035.5 )	( 1,323.0 )	( 2.40 )	( 58 / 90 )	( 64.4 )

<sup>※</sup>市町村の機関のうち未達成であった機関のうちの4機関は、令和4年12月1日までに達成済み。

#### (3) 埼玉県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤ 達成割合
	人	人	%		%
計	36,487.5	905.5	2.48	1 / 2	50.0
	( 36,138.5 )	( 892.5 )	( 2.47 )	( 1 / 2 )	( 50.0 )
埼玉県	30,942.5	780.5	2.52	1 / 1	100.0
教育委員会	( 30,669.0 )	( 775.5 )	( 2.53 )	( 1 / 1 )	( 100.0 )
さいたま市	5,545.0	125.0	2.25	0 / 1	0.0
教育委員会	( 5,469.5 )	( 117.0 )	( 2.14 )	( 0 / 1 )	( 0.0 )

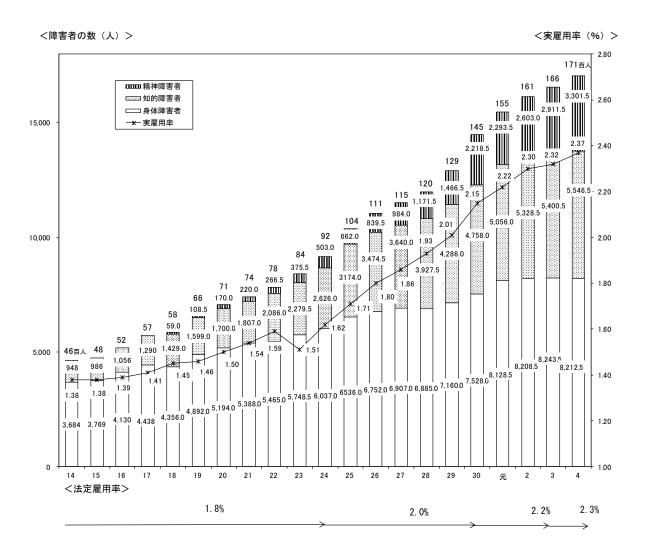
### 3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	2,399.0 <sup>人</sup>	人 <b>61.0</b>	2.54	2 / 3	66.7
	( 2,417.0 )	( 48.5 )	( 2.01 )	( 2 / 3 )	( 66.7 )

- 注1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象 障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除 いた労働者数である。
  - 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数 (旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
  - 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
    - ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
    - ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
  - ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
  - 4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
  - 5 ( ) 内は、令和3年6月1日現在の数値である。
    - なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
  - 6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。
  - 7 特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

## グラフ 民間企業における障害者の雇用状況

### 1 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1:雇用義務のある企業(平成 24 年までは 56 人以上規模、平成 25 年から平成 29 年までは 50 人以上規模、

平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業)についての集計である。

注2:「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

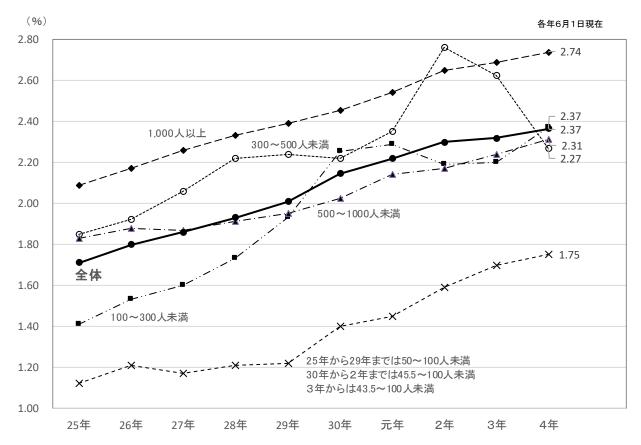
身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) 平成23年以降 平成 17 年まで 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント) 知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者重度知的障害者である短時間労働者 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 平成 18 年以降 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) (身体障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント) 平成 22 年まで 知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント) 知的障害者である短時間労働者 重度身体障害者である短時間労働者 (知的障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント) 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者である短時間労働者(※) **結神障害者** (精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント) 精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント)

- ※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること

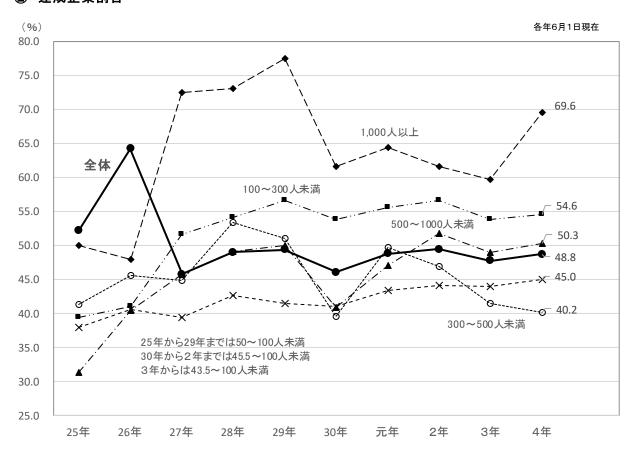
注3: 法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年以降は2.3%となっている。

### 2 企業規模別状況

### ① 実雇用率

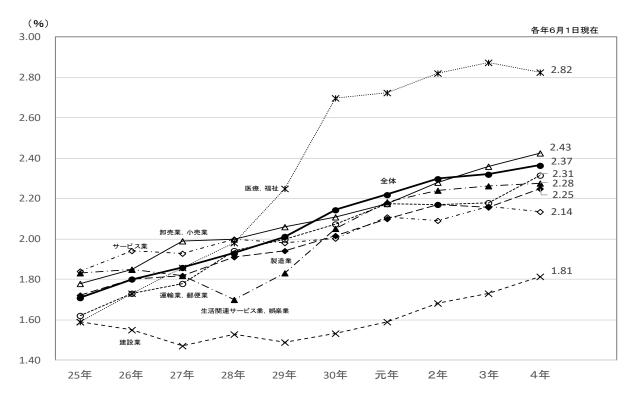


### ② 達成企業割合



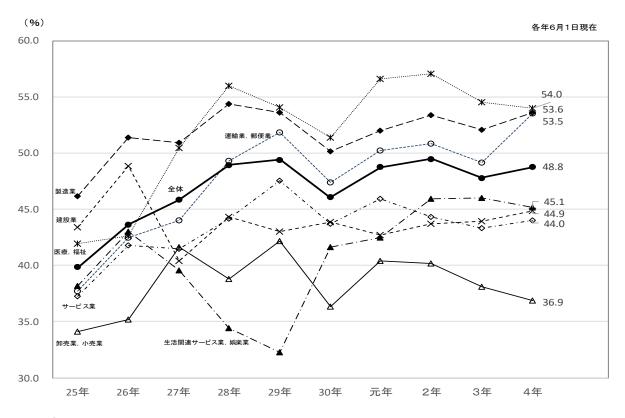
### 3 産業別状況

### ① 実雇用率



注 グラフ作成上、企業数が 100 社に満たない農業, 林業、漁業、鉱業, 採石業, 砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報報通信業、金融業, 保険業、不動産業, 物品賃貸業、学術研究, 専門・技術サービス業、宿泊業, 飲食サービス業、教育, 学習支援業、複合サービス事業は除いている。

### ② 達成企業割合



注 ①の図と同じ。

### ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の 割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である。

- 般の民間企業 ······ 2.3% (43.5人以上規模の企業) 特殊法人等 ····· 2.6% 労働者数38.5人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等

- ※( )内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならない こととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

障害者雇用率 =

常用労働者数 + 失業者数

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は 知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人 分としてカウントされる。
- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

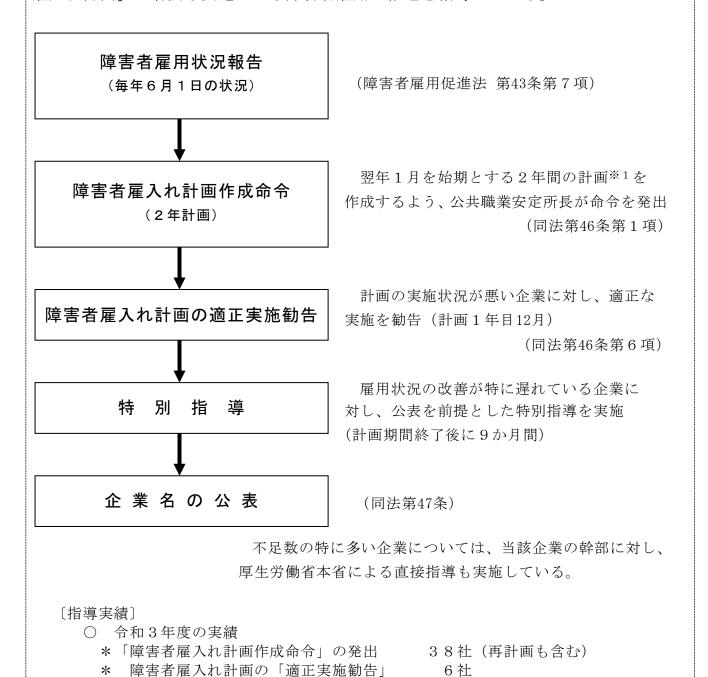
### ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

\*「特別指導」の実施

○ 企業名の公表

○ 障害者雇入れ計画を実施中の企業

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

2 社

平成22年度 1社(再公表)

20社(3年度)

### <詳細表>

#### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

(1) 概況

① 概況

5 1971.01	1	2			③ 障	[害者の数			4	5	6
区分		数の算定の基礎	重度知的障 害者	障害者及び 重度知的障 害者である短	の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者(注 4)	の身体障害 者及び知的 障害者並び	A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分			法定雇用率 達成企業の 割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
民間企業	3,734	721,148.0	3,342	690	8,540	2,293	17,060.5	1,885.5	2.37	1,821	48.8
	( 3,647)	( 712,801.5)	( 3,291)	( 750)	( 7,975 )	( 2,497)	( 16,555.5 )	( 1,774.0 )	( 2.32 )	( 1,743)	( 47.8 )

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が 就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。

- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
  - ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和3年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### ② 障害種別雇用状況

	1			②身体	本障害者の数					③知的	]障害者の数				4	精神障害者	の数	
	障害者の数				d.重度以外						d.重度以外				d. 精神障		f. 計	
区分											の知的障害						$c+(d-e)\times0.5$	
			である短	障害者	者である短時	$+d\times0.5$	雇用分		である短	障害者	者である短時	$+d\times0.5$	雇用分		短時間労		+e	規雇用分
			時間労働		間労働者				時間労働		間労働者				働者	該当する		
			白						白							労働者		
	人	人		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	. 人	人	人	人
民間企業	17,060.5	2,306	442	2,866	585	8,212.5	617.0	1,036	248	2,773	907	5,546.5	536.5	2,089	1,613	812	3,301.5	732.0
	( 16,555.5)	( 2,267)	( 496)	( <sub>2,913</sub> )	(601)	( 8,243.5)	( 661.5)	( 1,024)	( <sub>254</sub> )	( 2,655)	( 887)	( <sub>5,400.5</sub> )	( 506.5 )	( 1,828)	( 1,588)	( <sub>579</sub> )	( 2,911.5)	( 606.0 )

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注5に該当するものについては、1人分とカウントしている。

- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
  - ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
  - ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和3年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### (2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

	1		2		Т				③ 障害者の					4		(5)		6	
区分	企業	类数		定雇用障害者数の賃 の基礎となる労働者	1	A.重度身体障害 者及び重度知的 章害者		存降	本障害者、知的 章害者及び精神 章害者(注4)		A: 0.5	$\times 2+B+C+D \times$	F. うち新規雇用分		雇用率 -②×100		定雇用率達成企 の数		定雇用率道 企業の割る
規模計	(	企業 <b>3,734</b> 3,647)	(	<b>721, 148. 0</b> 712, 801. 5	٨.	3, 342 ( 3, 291 )	人 <b>690</b> ( 750)	(	人 <b>8,540</b> (7,975)	2, <b>293</b> ( 2, 497)	. (	人 <b>17, 060. 5</b> 16, 555. 5)	人 <b>1,885.5</b> ( 1,774.0)	(	2. 37 2. 32 )	, (	企業 1,821 1,743)	(	<b>48. 8</b> 47. 8
		企業	T	,	1	人	人	Ī	人	J		人	人		%	6	企業		(
43.5~100人未満	(	<b>2,043</b> 1,970)	(	131, 655. 0 127, 056. 0		<b>408</b> ( 379 )	<b>129</b> ( 124)	(	1, 130 1, 071	<b>456</b> ( 404 )	(	<b>2, 303. 0</b> 2, 155. 0 )	<b>293.0</b> ( 325.0)	(	1.75 1.70)	(	<b>919</b> 867 )	(	<b>45.0</b> 44.0
100~300人未満	(	<b>1, 257</b> 1, 242 )	(	<b>188, 017. 5</b> 186, 074. 5		809 ( 779)	<b>250</b> ( 253 )	(	<b>2, 123</b> 1, 814 )	<b>942</b> ( 947)	(	<b>4, 462. 0</b> 4, 098. 5 )	<b>588.5</b> ( 514.0)	(	<b>2.37</b> 2.20)	(	<b>686</b> 668 )	(	<b>54. 6</b> 53. 8
300~500人未満	(	199 200 )	(	<b>69, 201. 0</b> 69, 063. 0		<b>360</b> ( 375 )	<b>53</b> ( 95 )	(	<b>728</b> 724 )	<b>137</b> ( 489)	(	<b>1,569.5</b> 1,813.5)	<b>152.0</b> ( 171.5)	(	<b>2. 27</b> 2. 63 )	(	<b>80</b> 83 )	(	<b>40. 2</b> 41. 5
500~1000人未満	(	<b>143</b> <sub>143</sub> )	(	<b>88, 023. 0</b> 88, 216. 0		<b>428</b> ( 420 )	<b>70</b> ( 78 )	(	1,001 966)	<b>219</b> ( 184)	(	<b>2, 036. 5</b> 1, 976. 0 )	<b>243.0</b> ( 189.5)	(	<b>2.31</b> 2.24)	(	<b>72</b> 70 )	(	<b>50.3</b> 49.0
1,000人以上	(	<b>92</b> 92)	(	<b>244, 251. 5</b> 242, 392. 0 )		<b>1,337</b> ( 1,338 )	188 ( 200 )	(	<b>3,558</b> 3,400)	<b>539</b> ( 473 )	(	<b>6, 689. 5</b> 6, 512. 5 )	<b>609.0</b> ( 574.0 )	(	<b>2.74</b> 2.69)	(	<b>64</b> 55 )	(	<b>69.6</b> 59.8)

注 1(1)①の表と同じ

#### ② 障害種別雇用状況

	0			②身体	章害者の数					③知的	障害者の数					④精神障害者の	数	
区分	障害者の数		b. 重度身体障 害者である短時 間労働者	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外の 身体障害者であ る短時間労働者		f. うち新規雇用 分	a.重度知的障害 者	b. 重度知的障 害者である短時 間労働者	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者であ る短時間労働者		f. うち新規雇用 分	c.精神障害者		e.dのうち、(注 5)に該当する 労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇 分
規模計	人 <b>17,060.5</b> (16,555.5 )	2, 306 ( 2, 267 )	人 <b>442</b> ( 496 )	2,866 ( 2,913 )	人 <b>585</b> ( 601 )	人 <b>8,212.5</b> (8,243.5)	617.0 ( 661.5 )	1,036 ( 1,024 )	248 ( 254 )	<b>2,773</b> ( 2,655 )	907 ( 887 )	5, 546. 5 ( 5, 400. 5 )	人 <b>536.5</b> (506.5)	<b>2,089</b> ( 1,828	人 <b>1,613</b> ) ( 1,588 )	人 <b>812</b> ( 579 )	人 <b>3,301.5</b> (2,911.5)	<b>732. 0</b>
	Α	, , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	٨.		,		/	, ,	, ,	, ,,,,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	/		<u>ر</u>	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
43.5~100人未満	2, 303. 0 ( 2, 155. 0 )	329 ( 308 )	<b>87</b> ( 89 )	<b>491</b> ( 473 )	120 ( 117 )	1, 296. 0 ( 1, 236. 5 )		<b>79</b> ( 71 )	<b>42</b> ( 35 )	220 ( 221 )	136 ( 100 )	<b>488.0</b> ( 448.0 )		237 ( 193	382 ) ( 371 )	182 ( <sub>184</sub> )	<b>519.0</b> ( 470.5 )	,
100~300人未満	<b>4,462.0</b> (4,098.5)	<b>648</b> ( 617 )	<b>153</b> ( 158 )	<b>782</b> ( 827 )	209 ( 206 )	<b>2,335.5</b> ( 2,322.0 )		161 ( 162 )	<b>97</b> ( 95 )	<b>433</b> ( 371 )	<b>382</b> ( 317 )	1,043.0 ( 948.5 )		<b>548</b> ( 444	<b>711</b> ) ( 596 )	<b>360</b> ( 172 )	<b>1,083.5</b> (828.0)	
300~500人未満	1,569.5 ( 1,813.5 )	<b>232</b> ( 243 )	<b>31</b> ( 67 )	<b>293</b> ( 303 )	<b>52</b> ( 79 )	<b>814.0</b> ( 895.5 )		<b>128</b> ( 132 )	<b>22</b> ( 28 )	<b>200</b> ( 203 )	<b>41</b> ( 165 )	<b>498.5</b> ( 577.5 )		<b>207</b> ( 192	<b>72</b> ) ( 271 )	<b>28</b> ( 26 )	<b>257.0</b> ( 340.5 )	
500~1000人未満	<b>2,036.5</b> ( 1,976.0 )	<b>311</b> ( 306 )	<b>59</b> ( 60 )	<b>342</b> ( 366 )	<b>78</b> ( 75 )	1,062.0 ( 1,075.5 )		<b>117</b> ( 114 )	<b>11</b> ( 18 )	<b>293</b> ( 299 )	<b>92</b> ( 66 )	<b>584.0</b> ( 578.0 )		<b>288</b> ( 246	<b>127</b> ) ( 98 )	<b>78</b> ( 55 )	<b>390.5</b> ( 322.5 )	
1,000人以上	6,689.5 ( 6,512.5 )	<b>786</b> ( 793 )	112 ( 122 )	958 ( 944 )	126 ( 124 )	<b>2,705.0</b> ( 2,714.0 )		<b>551</b> ( 545 )	<b>76</b> ( 78 )	<b>1,627</b>	<b>256</b> ( 239 )	2,933.0 ( 2,848.5 )		809 ( 753	<b>321</b> ) ( 252 )	164 ( 142 )	1,051.5 ( 950.0 )	

注 1(1)②の表と同じ

### 3)産業別の雇用状況

① 概	7	I a	I		@ F	章害者の数			I a	In.	(a)
区分	企業数	金 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	A.重度身体障害者及 び重度知的障害者	者及び重度知的	C. 重度以外の身体 障害者、知的障害者 及び精神障害者(注 4)	D. 重度以外の身 体障害者及び知的	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	実雇用率 E÷②×100	型 法定雇用率達成 企業の数	法定雇用率達成企業の割合
産業計	企業 3,734 (3,647)	<b>721, 148. 0</b> ( 712, 801. 5 )	3, 342 ( 3, 291 )	690 ( 750 )	8, 540 ( 7, 975 )	<b>2, 293</b> ( 2, 497 )	17, 060. 5 ( 16, 555. 5 )	1,885.5 ( 1,774.0 )	2. 37 ( 2. 32 )	6 企業 1,821 (1,743)	48. 8 ( 47. 8 )
農業, 林業	企業 9 ( 7)	806. 5 ( 662. 5 )	<b>3</b>	0 ( 0 )	<b>5</b> ( 5 )	人 <b>1</b> ( 1)	11.5 ( 11.5)	0.0 ( 1.0 )	1. 43 ( 1. 74 )	6 企業 4 ( 4)	<b>44.4</b> ( 57.1 )
漁業	0 ( 0 )	0.0	<b>0</b>	0	<b>0</b>	0 ( 0 )	<b>0.0</b> ( 0.0 )	0.0	<b>-</b>	0 ( 0 )	_ ( _ )
鉱業, 採石業, 砂利採取業	<b>2</b>	<b>226. 5</b> ( 238. 0 )	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	8.0 ( 5.0 )	<b>3.0</b> ( 0.0 )	3.53 ( 2.10 )	<b>2</b>	100.0
建設業	147 ( 141 )	14, 416. 0 ( 14, 271. 5 )	<b>71</b> ( 67 )	<b>8</b>	110 ( 101 )	<b>3</b>	<b>261.5</b> ( 247.0 )	<b>30.5</b> ( 38.0 )	1.81 ( 1.73 )	<b>66</b> (62 )	<b>44.9</b> ( 44.0 )
製造業	1,090 ( 1,086 )	197, 790. 5 ( 198, 625. 0 )	1,040 ( 992 )	<b>80</b> ( 100 )	<b>2, 195</b> ( 2, 125 )	180 ( 152 )	<b>4, 445. 0</b> ( 4, 285. 0 )	<b>358.5</b> ( 299.5 )	<b>2. 25</b> ( 2. 16 )	<b>584</b> ( 566 )	<b>53.6</b> ( 52.1 )
食料品・たばこ	146 ( 142 )	<b>36, 991. 5</b> ( 37, 650. 0 )	195 ( 184 )	<b>36</b> ( 45 )	<b>565</b> ( 593 )	<b>87</b> ( 78 )	1, 034. 5 ( 1, 045. 0 )	97. 0 ( 88. 0 )	2. 80 ( 2. 78 )	( 90 )	<b>60.3</b> (63.4)
繊維工業	<b>12</b> ( 14 )	1,260.0 ( 1,663.5 )	<b>5</b> ( 7 )	<b>0</b>	<b>8</b> ( 11 )	<b>1</b>	18.5 ( 25.5 )	1.0 ( 0.0 )	1. 47 ( 1. 53 )	<b>5</b> ( 6 )	<b>41.7</b> ( 42.9 )
木材·家具	<b>6</b> ( 7 )	<b>717. 5</b> ( 773. 5 )	<b>1</b> ( 1 )	0 ( 0 )	10 ( 5)	<b>0</b>	12. 0 ( 7. 0 )	<b>5.0</b> ( 0.0 )	1. <b>67</b> ( 0. 90 )	<b>3</b>	<b>50.0</b> ( 28.6 )
ハ°ルフ°・紙・ 印刷	<b>122</b> ( 127 )	17, 552. 0 ( 17, 859. 5 )	108 ( 97 )	<b>7</b>	197 ( 164 )	<b>27</b> ( 11 )	<b>433.5</b> ( 369.5 )	<b>39.5</b> ( 18.0 )	<b>2.47</b> ( 2.07 )	<b>70</b> ( 69 )	<b>57.4</b> ( 54.3 )
化学工業	109 ( 102 )	15, 626. 0 ( 15, 393. 5 )	<b>61</b> (62 )	<b>7</b> ( 9 )	146 ( 131 )	<b>15</b> ( 16 )	<b>282.5</b> ( 272.0 )	<b>25.0</b> ( 19.0 )	1.81 ( 1.77 )	<b>50</b> ( 44 )	<b>45.9</b> ( 43.1 )
窯業・土石	15 ( 16 )	<b>2,036.0</b> ( 2,066.0 )	( 11 )	( 0 )	<b>17</b> ( 11 )	<b>0</b>	<b>39.0</b> ( 33.0 )	1.0 ( 1.0 )	1. 92 ( 1. 60 )	( 4 )	<b>53.3</b> (25.0 )
鉄鋼	<b>22</b> ( 19 )	<b>2,685.0</b> (2,396.5)	( 12 )	( 0 )	<b>35</b> ( 34 )	<b>1</b> ( 1 )	<b>59.5</b> ( 58.5 )	<b>3.0</b> ( 4.0 )	<b>2. 22</b> ( 2. 44 )	( 12 ( 11 )	<b>54. 5</b> ( 57. 9 )
非鉄金属	<b>25</b> ( 26 )	<b>2,734.0</b> ( 2,749.0 )	<b>7</b> ( 12 )	( 0 )	<b>26</b> ( 22 )	<b>3</b> ( 3 )	<b>41.5</b> ( 47.5 )	<b>5.0</b> ( 4.0 )	<b>1.52</b> ( 1.73 )	14 ( 15 )	<b>56.0</b> ( 57.7 )
金属製品	126 ( 120 )	11, 229. 0 ( 10, 977. 5 )	( 44 ( 41 )	<b>1</b> ( 3 )	116 ( 115 )	<b>6</b> ( 4 )	208. 0 ( 202. 0 )	<b>12.5</b> ( 13.5 )	<b>1.85</b> ( 1.84 )	<b>64</b> ( 56 )	<b>50.8</b> (46.7)
電気機械	107 ( 107 )	23, 558. 0 ( 21, 252. 5 )	145 ( 110 )	<b>5</b> ( 7 )	<b>217</b> ( 198 )	<b>8</b> ( 6 )	<b>516.0</b> ( 428.0 )	<b>34.5</b> ( 30.0 )	<b>2.19</b> ( 2.01 )	<b>54</b> ( 54 )	<b>50.5</b> ( 50.5 )
その他機械	<b>250</b> ( 250 )	<b>56, 454. 5</b> ( 56, 284. 0 )	300 ( 280 )	13 ( 15 )	<b>571</b> ( 537 )	<b>23</b> ( 16 )	<b>1, 195. 5</b> ( 1, 120. 0 )	<b>96.5</b> (71.0 )	<b>2.12</b> ( 1.99 )	1 <b>32</b> ( 124 )	<b>52.8</b> ( 49.6 )
その他	( 156 )	<b>26, 947. 0</b> ( 29, 559. 5 )	( 151 ( 175 )	11 ( 15 )	<b>287</b> ( 304 )	<b>9</b> ( 16 )	<b>604.5</b> ( 677.0 )	<b>38.5</b> ( 51.0 )	<b>2.24</b> ( 2.29 )	( 91 )	<b>56.0</b> ( 58.3 )
電気・ガス・熱 供給・水道業	13 ( 13 )	<b>2,346.0</b> ( 2,369.5 )	( 15 <sub>13</sub> )	<b>3</b> ( 3 )	( 17 )	<b>5</b> ( 3 )	<b>52.5</b> (47.5)	7. <b>0</b> ( 6. 0 )	<b>2.24</b> ( 2.00 )	( 8)	<b>61.5</b> (61.5 )
情報通信業	<b>53</b> ( 53 )	<b>8, 115. 5</b> ( 8, 143. 0 )	( 27 )	<b>2</b> ( 2 )	( 77 )	<b>7</b> ( 6 )	139.5 ( 136.0 )	9.5 ( 5.0 )	<b>1.72</b> ( 1.67 )	<b>21</b> ( 21 )	<b>39.6</b> ( 39.6 )
運輸業,郵便業	<b>413</b> ( 413 )	<b>69, 100. 5</b> ( 70, 493. 5 )	335 ( 317 )	<b>57</b> ( 52 )	<b>806</b> ( 780 )	1 <b>32</b> ( 138 )	1,599.0 ( 1,535.0 )	160.5 ( 161.5 )	<b>2.31</b> ( 2.18 )	221 ( 203 )	<b>53.5</b> ( 49.2 )
卸売業, 小売業	<b>426</b> ( 415 )	140, 411. 5 ( 138, 848. 0 )	<b>615</b> ( 606 )	99 ( 111 )	1,911 ( 1,804 )	330 ( 294 )	<b>3,405.0</b> ( 3,274.0 )	<b>343.0</b> ( 362.5 )	2. <b>43</b> ( 2. 36 )	( 158 )	<b>36.9</b> ( 38.1 )
金融業,保険業	18 ( 18 )	<b>8,474.0</b> (8,700.5)	<b>46</b> ( 53 )	( 3)	<b>84</b> ( 80 )	<b>8</b> ( 9 )	184.0 ( 193.5 )	11.0 ( 20.0 )	<b>2.17</b> ( 2.22 )	( 7)	38.9 ( 38.9 )
不動産業,物品賃貸業	<b>55</b> ( 51 )	<b>12, 227. 5</b> ( 11, 703. 0 )	<b>51</b> ( 51 )	( 7)	96 ( 98 )	19 ( 14 )	<b>217.5</b> ( 214.0 )	<b>12.5</b> ( 17.0 )	1. 78 ( 1. 83 )	18 ( 14 )	<b>32.7</b> ( 27.5 )
学術研究, 専門・技術サービス業	<b>63</b> ( 56 )	<b>8,539.5</b> ( 7,003.0 )	36 ( 31 )	( 4 )	<b>68</b> ( 43 )	( 4 )	151.5 ( 111.0 )	( 6.5 )	<b>1.77</b> ( 1.59 )	( 21 )	<b>38.1</b> ( 37.5 )
宿泊業,飲食サービス業	<b>52</b> ( 53 )	17, 805. 5 ( 17, 733. 0 )	<b>70</b> ( 82 )	<b>46</b> ( 51 )	<b>302</b> ( 345 )	120 ( 117 )	<b>548.0</b> ( 618.5 )	( 31.0 )	3.08 ( 3.49 )	( 24 )	<b>44.2</b> ( 45.3 )
生活関連サー ビス業, 娯楽業	113 ( 113 )	11,797.5 ( 11,923.5 )	( 61 )	10 ( 17 )	127 ( 121 )	27 ( 20 )	<b>268.5</b> ( 270.0 )	37.0 ( 22.0 )	<b>2.28</b> ( 2.26 )	<b>51</b> ( 52 )	<b>45. 1</b> ( 46. 0 )
教育, 学習支援業	90 ( 93 )	<b>21, 402. 5</b> ( 21, 208. 0 )	( 88 )	17 ( 10 )	178 ( 146 )	24 ( 20 )	<b>387.0</b> ( 342.0 )	<b>66.5</b> ( 32.0 )	1.81 ( 1.61 )	( 29 )	<b>41.1</b> ( 31.2 )
医療, 福祉	<b>765</b> ( 728 )	135, 173. 5 ( 128, 978. 0 )	<b>573</b> ( 576 )	278 ( 305 )	1,769 ( 1,482 )	<b>1,251</b> ( 1,541 )	<b>3,818.5</b> (3,709.5)	<b>624. 5</b> ( 607. 0 )	2.82 ( 2.88 )	<b>413</b> ( 397 )	<b>54.0</b> ( 54.5 )
複合サービス 事業	23 ( 23 )	13, 750. 5 ( 14, 016. 0 )	( 64 )	14 ( 14 )	153 ( 141 )	<b>43</b> ( 46 )	308.5 ( 306.0 )	<b>27.0</b> ( 30.5 )	<b>2.24</b> ( 2.18 )	( 11 )	<b>34.8</b> ( 47.8 )
サービス業	<b>402</b> ( 381 )	<b>58, 764. 5</b> ( 57, 885. 5 )	248 ( 258 )	<b>54</b> ( 61 )	<b>637</b> ( 609 )	136 ( 128 )	<b>1,255.0</b> ( 1,250.0 )	149.0 ( 134.5 )	<b>2.14</b> ( 2.16 )	177 ( 165 )	<b>44.0</b> ( 43.3 )

### ② 障害種別雇用状況

	0			②身体	障害者の数					③知	的障害者の数					④精神障害者の	0数	
区分	障害者の数	a.重度身体障害者	害者である短時		d.重度以外の身 体障害者である に味明が開来	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a.重度知的障害者	害者である短時	c. 重度以外の知 障害者	的障害者である	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分		d. 精神障害者 である短時間労	e.dのうち(注5) c	: 計 :+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
			間労働者		短時間労働者				間労働者		短時間労働者				働者	に該当する労働者		
産業計	17, 060. 5 ( 16, 555. 5 )	2,306 ( 2,267)	<b>442</b> ( 496 )	<b>2,866</b> ( 2,913 )	585 ( 601 )	<b>8, 212. 5</b> ( 8, 243. 5 )	617.0 ( 661.5 )	1,036 ( 1,024 )	<b>248</b> ( 254 )	<b>2,773</b> ( 2,655	907	<b>5,546.5</b> ( 5,400.5 )	<b>536.5</b> ( 506.5 )	<b>2,089</b> ( 1,828 )	<b>1,613</b> ( 1,588 )	812 ( 579 )	<b>3, 301. 5</b> ( 2, 911. 5 )	<b>732.0</b> ( 606.0 )
農業, 林業	11.5 ( 11.5)	<b>2</b> ( 2 )	<b>0</b>	<b>1</b> ( 2)	0	<b>5.0</b> ( 6.0 )		<b>1</b> ( 1 )	<b>0</b>	<b>3</b>	0 0	<b>5.0</b> ( 5.0 )	•	1 ( 0)	1 ( 1)	0	1.5 ( 0.5 )	
漁業	( 0.0 ( 0.0 )	( 0)	<b>0</b>	( 0)	( 0)	<b>0.0</b> ( 0.0 )		( 0)	<b>0</b>	0	0 0	( 0.0 ( 0.0 )		( 0)	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.0</b> ( 0.0 )	
鉱業,採石業,砂 利採取業	<b>8.0</b> ( 5.0 )	( <b>3</b>	<b>0</b>	( <b>0</b>	( 0)	<b>6.0</b> ( 5.0 )		( 0)	<b>0</b>	<b>1</b>	0 0	1.0 ( 0.0 )		( 1 0 )	( 0)	<b>0</b>	1.0 ( 0.0 )	
建設業	<b>261.5</b> ( 247.0 )	( <b>60</b> 56 )	<b>7</b>	( <b>59</b> 61 )	<b>3</b> ( 3 )	<b>187.5</b> ( 183.5 )		( 11 )	<b>1</b>	<b>7</b>	0 )	<b>30.0</b> ( 30.0 )		( 28 )	<b>6</b> ( 6 )	<b>6</b> ( 5)	<b>44.0</b> ( 33.5 )	
製造業	<b>4,445.0</b> (4,285.0)	( <b>791</b> ( 757 )	<b>51</b> ( 64 )	9 <b>07</b> ( 931 )	<b>56</b> ( 65 )	<b>2,568.0</b> ( 2,541.5 )		( 249 ( 235 )	<b>29</b> ( 36 )	<b>671</b> 666	<b>72</b> ( 57 )	<b>1,234.0</b> ( 1,200.5 )		( 484 )	112 ( 74 )	( <b>60</b> ( 44 )	<b>643.0</b> ( 543.0 )	
電気・ガス・ 熱供給・水道業	<b>52. 5</b> ( 47. 5 )	( 15 ( 13 )	<b>3</b> ( 3 )	( 11 )	<b>4</b> ( 3)	<b>46.0</b> ( 41.5 )		( 0)	<b>0</b>	<b>1</b> ( 1	0 0	1.0 ( 1.0 )		( 3)	<b>3</b>	<b>2</b> ( 2)	<b>5. 5</b> ( 5. 0 )	
情報通信業	( 139.5 ( 136.0 )	( 23 )	( 2)	27 ( 25 )	( 1 ( 4)	<b>75. 5</b> (75. 0 )		( 4)	( 0)	<b>4</b> ( 4	0 0	( 12.0 ( 12.0 )		( 46 ( 41 )	( 9)	<b>3</b> ( 7)	<b>52.0</b> (49.0 )	
運輸業,郵便業	<b>1,599.0</b> ( 1,535.0)	237 ( 225 )	<b>40</b> ( 38 )	324 ( 322 )	<b>44</b> ( 54 )	<b>860.0</b> (837.0 )		98 ( 92 )	17 ( 14)	<b>238</b> ( 248	<b>50</b> ( 50 )	<b>476.0</b> ( 471.0 )		( 171 )	( 73 )	<b>42</b> ( 39)	<b>263.0</b> ( 227.0 )	
卸売業, 小売業	<b>3, 405. 0</b> ( 3, 274. 0 )	( 298 )	( 71 )	<b>435</b> ( 436 )	<b>71</b> ( 76)	<b>1,139.5</b> ( 1,141.0 )		( 308 )	( 40 )	<b>955</b> ( 875	145 ( 129 )	<b>1,687.5</b> ( 1,595.5)		<b>426</b> ( 390 )	( 192 )	95 ( 103 )	<b>578.0</b> ( 537.5 )	
金融業,保険業	184. 0 ( 193. 5 )	( 43 )	( 3)	( 33 )	( 9)	112. 0 ( 126. 5 )		( 10)	( 0)	14 ( 14	0 0	<b>36.0</b> ( 34.0 )		( 31)	( 2)	( 2)	<b>36.0</b> ( 33.0 )	
不動産業, 物品 賃貸業	<b>217. 5</b> ( 214. 0 )	( 44 )	( 7)	( 52 )	( 3)	146.0 ( 148.5 )		( 7)	( 0)	15 ( 13	6 5 )	<b>34.0</b> ( 29.5 )		( 23)	( 16 )	( 10)	<b>37. 5</b> ( 36. 0 )	
学術研究, 専門・ 技術サービス業	151.5 ( 111.0)	( 21 )	( 4)		( 2)	93.5 ( 72.0 )		( 10)	( 0)	16				( 8)	( 3)		<b>22. 5</b> ( 10. 0 )	
宿泊業,飲食 サービス業	<b>548.0</b> (618.5)	( 31	( 18 ( 17)	( 51 )	( 18 )	125.0 ( 151.0 )		( 45 )	28 ( 34 )	238 ( 266	84 86 )	386.0 ( 433.0 )		( 24 )	( 17)	( 4)	<b>37. 0</b> ( 34. 5 )	
生活関連サービ ス業, 娯楽業	<b>268. 5</b> ( 270. 0 )	31 ( 29 )	( 9)	28 25 )	( 9)	100.0 ( 96.5 )		( 32 )	( 8)	<b>65</b> ( 59	10	131.0 ( 134.5 )		( 27 )	( 14 )	( 10 )	<b>37. 5</b> ( 39. 0 )	
教育,学習支援業	387. 0 ( 342. 0 )	( 80 )	( 8)	( 88	14 ( 12 )	269. 0 ( 257. 0 )		( 8)						( 34)	( 12 )		<b>67. 5</b> ( 44. 0 )	
医療,福祉	<b>3,818.5</b> (3,709.5)	<b>423</b> ( 428 )	167 ( 200 )	511 ( 535 )	<b>255</b> ( 248 )	1,651.5 ( 1,715.0)		( 150 ( 148 )	( 105 )	312 ( 270		961.0 ( 920.5 )		<b>433</b> ( 375 )	1,033 ( 1,096 )	513 ( 302 )	1206. 0 ( 1074. 0 )	
複合サービス事業	308.5 ( 306.0)	( 36)	( 6)	50 ( 51)	( 7)	128. 0 ( 132. 5 )		( 28)	( 8)	74 66	28 29)	147. 0 ( 144. 5 )		( 18)	( 16)	( 6)	33.5 ( 29.0 )	
サービス業	<b>1, 255. 0</b> ( 1, 250. 0 )	( 167 ( 173 )	<b>45</b> ( 55 )	279 ( 269 )	( 88 )	<b>700.0</b> (714.0)		( 85)	( 6)	1 <b>35</b> ( 133	<b>26</b> 21 )	( 319.5 )		( 186 ( 171 )	<b>63</b> (55)	37 ( 36)	236. 0 ( 216. 5 )	

注 1(1)②の表と同じ

#### ③ 製造業における雇用状況 (障害種別)

	1								<b>Y</b> 体障害者												知的障害者										障害	者の数		
区分	障害	者の数	ξ.	a.重 障害		b. 重度 害者で 間労働	E身体障 ある短時 者	c. 重 身体	度以外の 障害者	身化	重度以外 本障害者 短時間	-70	e. a×2 0.5	0 1 1- 1 - 1	d×	a.重 障害	i度知的 序者	害者	重度知的障 者である短時 労働者	c. 1 の知者	加州帝生	知的	度以外の 対障害者で 短時間労働		√9±b±a-	+d×		青神障害	d. 料 であ 働者	特神障害者 る短時間労	e.dの 5) に 労働	該当する	f.   c+(	# d-e)×0.5+e
製造業計		<b>4, 44</b> 4, 28	人 <b>5.0</b> 85.0)	. (	人 <b>91</b> 57)	(	人 <b>51</b> 64 )	(	907 931 )	(	<b>56</b>			<b>2, 568. 0</b> 2, 541. 5	人)	(	人 <b>249</b> 235 )	(	人 <b>29</b> 36 )	(	人 <b>671</b> 666 )	(	<b>72</b> 57 )	(	<b>1, 234.</b> 0 1, 200.			<b>557</b> 484 )	(	人 <b>112</b> 74)	. (	60 44 )	. (	643.0 543.0 )
食料品・たばこ		<b>1,03</b>	人 <b>4. 5</b> 45. 0 )	(	人 <b>92</b> 87 )	(	人 <b>20</b> 25 )	(	134 145 )	(	<b>19</b> 24	人)	(	<b>347. 5</b> 356. 0	人)	(	人 <b>103</b> 97 )	(	人 <b>16</b> 20 )	(	人 <b>309</b> 310 )	(	<b>43</b> 36 )	(	<b>552.</b> § 542.		(	118 124 )	(	人 <b>29</b> 32 )	(	<b>4</b> 14 )	(	134.5 147.0 )
繊維工業	(		<b>8.5</b> 25.5 )	(	<b>4</b> 6 )	(	0 )	(	<b>2</b> 6 )	(	<b>1</b>	)	(	<b>10. 5</b> 18. 5	)	(	<b>1</b>	(	<b>0</b> 0 )	(	<b>3</b> 3 )	(	0 )	(	<b>5.</b> (	0 )	(	<b>2</b> 2 )	(	<b>1</b> 0 )	(	<b>1</b> 0 )	(	<b>3.0</b> 2.0 )
木材·家具	(		<b>2.0</b> 7.0 )	(	<b>1</b>	(	0 )	(	<b>5</b> 4 )	(	0	)	(	<b>7. 0</b> 6. 0	)	(	<b>0</b>	(	0 )	(	<b>1</b>	(	0 )	(	<b>1.</b> (		(	<b>1</b> 0 )	(	<b>3</b> 0 )	(	<b>3</b>	(	<b>4.0</b> 0.0 )
パルプ・紙・印刷	(		<b>3.5</b> 69.5 )	(	<b>90</b> 83 )	(	<b>7</b> 6 )	(	<b>84</b> 74 )	(	<b>10</b>	)	(	<b>276. 0</b> 249. 0	)	(	<b>18</b> 14 )	(	<b>0</b> 0 )	(	<b>42</b> 46 )	(	<b>10</b> 5 )	(	<b>83.</b> (	<b>)</b> 5 )	(	<b>57</b> 40 )	(	<b>21</b> 4 )	(	<b>14</b> 4 )	(	<b>74. 5</b> 44. 0 )
化学工業	(		<b>2.5</b> 72.0 )	(	<b>47</b> 46 )	(	<b>4</b> 4 )	(	<b>64</b> 73 )	(	<b>7</b> 10	)	(	<b>165. 5</b> 174. 0	)	(	<b>14</b> 16 )	(	<b>3</b> 5 )	(	<b>31</b> 27 )	(	<b>6</b> 4 )	(	<b>65.</b> 66.		(	<b>46</b> 29 )	(	<b>7</b> 4 )	(	<b>5</b> 2 )	(	<b>52.0</b> 32.0 )
窯業・土石	(		<b>9.0</b> 33.0 )	(	10 11 )	(	0 )	(	<b>10</b> 8 )	(	<b>0</b>	)	(	<b>30. 0</b> 30. 0	)	(	<b>1</b> 0 )	(	<b>0</b>	(	<b>4</b> 2 )	(	0 )	(	<b>6.</b> (2.		(	<b>3</b>	(	<b>0</b> 0 )	(	<b>0</b> 0 )	(	<b>3.0</b> 1.0 )
鉄鋼	(		<b>9.5</b> 58.5 )	(	10 10 )	(	0 )	(	<b>23</b> 23 )	(	<b>1</b>	)	(	<b>43. 5</b> 43. 5	)	(	<b>2</b> 2 )	(	<b>0</b>	(	<b>3</b> 3 )	(	0 )	(	<b>7.</b> 0	0 )	(	<b>6</b> 6 )	(	<b>3</b> 2 )	(	<b>3</b> 2 )	(	<b>9.0</b> 8.0 )
非鉄金属	(		<b>1.5</b> 17.5 )	(	<b>5</b> 9 )	(	0 )	(	<b>13</b> 13 )	(	0	)	(	<b>23. 0</b> 31. 0	)	(	<b>2</b> 3 )	(	<b>0</b>	(	<b>4</b> 3 )	(	<b>1</b>	(	<b>8.</b> §		(	<b>6</b> 6 )	(	<b>5</b> 2 )	(	<b>3</b> 0 )	(	<b>10.0</b> 7.0 )
金属製品	(		<b>8.0</b> 02.0 )	(	<b>30</b> 25 )	(	<b>0</b> 3 )	(	<b>52</b> 53 )	(	<b>4</b> 2	)	(	<b>114. 0</b> 107. 0	)	(	<b>14</b> 16 )	(	<b>1</b> 0 )	(	<b>30</b> 32 )	(	<b>0</b> 1 )	(	<b>59.</b> 64.		(	<b>30</b> 26 )	(	<b>6</b> 5 )	(	<b>4</b> 4 )	(	<b>35.0</b> 30.5 )
電気機械	(		<b>6.0</b> 28.0 )	(	<b>32</b> 02 )	(	<b>3</b> 5 )	(	<b>117</b> 109 )	(	<b>5</b>	)	(	<b>386. 5</b> 320. 5	)	(	<b>13</b> 8 )	(	<b>2</b> 2 )	(	<b>33</b> 34 )	(	<b>1</b> 0 )	(	<b>61.</b> 52.		(	<b>62</b> 53 )	(	<b>7</b> 3 )	(	<b>5</b> 2 )	(	<b>68.0</b> 55.5 )
その他機械		<b>1, 19</b> 1, 12		(	<b>54</b> 37 )	(	<b>8</b> 10 )	(	<b>275</b> 274 )	(	<b>4</b> 9	)	(	<b>793. 0</b> 762. 5	)	(	<b>46</b> 43 )	(	<b>5</b> 5 )	(	<b>137</b> 131 )	(	10 4 )	(	<b>239.</b> ( 224.		(	<b>148</b> 122 )	(	<b>20</b> 13 )	(	<b>11</b> 10 )	(	<b>163.5</b> 133.5 )
その他	(		<b>4.5</b> 77.0 )	(	16 40 )	(	<b>9</b> 11 )	(	<b>128</b> 149 )	(	<b>5</b> 7	)	(	<b>371.5</b> 443.5	)	(	<b>35</b> 35 )	(	<b>2</b> 4 )	(	<b>74</b> 74 )	(	<b>1</b> 6 )	(	<b>146.</b> §		(	<b>78</b> 75 )	(	<b>10</b> 9 )	(	<b>7</b> 6 )	(	<b>86.5</b> 82.5 )

注 1(1)②の表と同じ

#### (4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

		障害者	の数(人)			実雇用	率(%)		法定	雇用率達成企		(%)
年	埼玉	県	全	国	埼	玉県	全	国	埼三	<b>E</b> 県	全	国
		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減
平成 15 年	4, 755	123	247, 093	809	1. 38	0.00	1.48	0.01	39. 4	0.0	42. 5	0.0
16	5, 186	431	257, 939	10, 846	1. 39	0.01	1.46	△ 0.02	39. 4	0.0	41.7	△ 0.8
17	5, 728	542	269, 066	11, 127	1. 41	0.02	1.49	0.03	39. 3	△ 0.1	42. 1	0.4
18	5, 844. 0	116. 0	283, 750. 5	14, 684. 5	1. 45	0.04	1. 52	0.03	39. 9	0.6	43. 4	1.3
19	6, 599. 5	755. 5	302, 716. 0	18, 965. 5	1.46	0.01	1.55	0.03	40.1	0.2	43.8	0.4
20	7, 064. 0	464.5	325, 603. 0	22, 887. 0	1.50	0.04	1.59	0.04	41.0	0.9	44. 9	1.1
21	7, 415. 0	351.0	332, 811. 5	7, 208. 5	1.54	0.04	1.63	0.04	41.6	0.6	45. 5	0.6
22	7, 817. 5	402.5	342, 973. 5	10, 162. 0	1. 59	0.05	1.68	0.05	40. 4	△ 1.2	47.0	1.5
23	8, 403. 5	586. 0	366, 199. 0	23, 225. 5	1.51	△ 0.08	1.65	△ 0.03	39. 0	△ 1.4	45. 3	△ 1.7
24	9, 166. 0	762. 5	382, 363. 5	16, 164. 5	1.62	0.11	1.69	0.04	43.9	4.9	46.8	1.5
25	10, 372. 0	1, 206. 0	408, 947. 5	26, 584. 0	1.71	0.09	1.76	0.07	39. 9	△ 4.0	42.7	△ 4.1
26	11, 066. 0	694.0	431, 225. 5	22, 278. 0	1.80	0.09	1.82	0.06	43. 7	3.8	44. 7	2.0
27	11, 531. 0	465.0	453, 133. 5	21, 908. 0	1.86	0.06	1.88	0.06	45.8	2.1	47. 2	2.5
28	11, 984. 0	453.0	474, 374. 0	21, 240. 5	1. 93	0.07	1.92	0.04	49.0	3. 2	48.8	1.6
29	12, 912. 5	928. 5	495, 795. 0	21, 421. 0	2.01	0.08	1.97	0.05	49. 4	0.4	50.0	1.2
30	14, 504. 5	1, 592. 0	534, 769. 5	38, 974. 5	2. 15	0.14	2.05	0.08	46. 1	△ 3.3	45. 9	△ 4.1
令和 元	15, 478. 0	973.5	560, 608. 5	25, 839. 0	2. 22	0.07	2.11	0.06	48.8	2.7	48.0	2.1
2	16, 140. 0	662.0	578, 292. 0	17, 683. 5	2.30	0.08	2. 15	0.04	49. 5	0.7	48.6	0.6
3	16, 555. 5	415. 5	597, 786. 0	19, 494. 0	2. 32	0.02	2. 20	0.05	47.8	△ 1.7	47.0	△ 1.6
4	17, 060. 5	505.0	613, 958. 0	16, 172. 0	2. 37	0.05	2. 25	0.05	48.8	1.0	48.3	1.3

注 1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

平成17年まで

-身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)

| 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年以降平成22年まで

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5カウント) 平成23年以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

精神隨害者

重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)

- ※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、 1人分とカウントしている。
- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注 2

()内は、前年度の改正前の制度に基づいて計算した場合の数値である。

## (5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

	①法定雇用率				②不足数				③障害者の
区分	未達成企業の数	0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上	数が0人で ある企業数
規模計	<b>1,913</b> (100.0%)	<b>1,341</b> (70.1%)	<b>350</b> (18.3%)	<b>125</b> (6.5%)	<b>55</b> (2.9%)	<b>39</b> (2.0%)	<b>2</b> (0.1%)	<b>1</b> (0.1%)	<b>1,176</b> (61.5%)
43.5-100人未満	<b>1,124</b> (100.0%)	<b>1,051</b> (93.5%)	<b>73</b> (6.5%)	<u> </u>	_ _	_ _	<u>-</u> -	_ _	<b>1,075</b> (95.6%)
100-300人未満	<b>571</b> (100.0%)	<b>254</b> (44.5%)	<b>225</b> (39.4%)	<b>72</b> (12.6%)	<b>15</b> (2.6%)	<b>5</b> (0.9%)	_ _		<b>101</b> (17.7%)
300-500人未満	<b>119</b> (100.0%)	<b>19</b> (16.0%)	<b>33</b> (27.7%)	<b>36</b> (30.3%)	<b>19</b> (16.0%)	<b>12</b> (10.1%)	<b>0</b> (0.0%)	<u> </u>	<b>0</b> (0.0%)
500-1,000人未満	<b>71</b> (100.0%)	<b>13</b> (18.3%)	<b>16</b> (22.5%)	<b>15</b> (21.1%)	<b>13</b> (18.3%)	<b>14</b> (19.7%)	<b>0</b> (0.0%)	<b>0</b> (0.0%)	<b>0</b> (0.0%)
1,000人以上	<b>28</b> (100.0%)	<b>4</b> (14.3%)	<b>3</b> (10.7%)	<b>2</b> (7.1%)	<b>8</b> (28.6%)	<b>8</b> (28.6%)	<b>2</b> (7.1%)	<b>1</b> (3.6%)	<b>0</b> (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

<sup>2</sup> ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

### (6) 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況

								※実人数
			障害者の雇	用の促進等に関する	法律	別表に掲げる種類別の	身体障害者数	
区分	視覚障害者		覚又は 衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者		肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
		人	J	C .	人	人	人	人
民間企業		334	829	8	6	2, 862	2, 086	6, 197
	( _	) (	_ )	( _	)	( _ )	( – )	( – )

注「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

#### ② 企業規模別の雇用状況

					障害者	の雇用の	)促進等に関	する法律	別表に掲	げる種	類別の	身体障害者数			※実人数	_
区分	視覚障害	渚		聴覚又は 平衡機能			声・言語・ しゃく機能障		肢体不自	由者		内部障害者		身体障害	者計	
43.5~ 100人未満			61 <sup>人</sup>		11	16		<b>21</b>		4	人 166		362 <sup>^</sup>		1, 026	J
	(	-	)	(	-	) (	_	)	(	_	)	( _	)	(	-	)
100~ 300人未満			82		28	34		19		8	310		596		1, 791	
	(	-	)	(	-	) (	_	)	(	-	)	( –	)	(	-	)
300~ 500人未満			37		•	66		12		2	279		214		608	
	(	_	)	(	_	) (	_	)	(	_	)	( –	)	(	_	)
500~ 1000人未満	,		52	,	1	33		11	,	3	369	,	275	,	790	,
1,000人以上	(	_	102	(	_ 28	30	. –	23	(	-	938	( –	639	(	_ 1, 982	)
	(	_	)	(	_	) (	_	)	(	_	)	( –	)	(	_	)

注 1(6)①の表と同じ。

					障害者の雇				別表	に掲げる種	重類別の	身体障害者数			
区分	視覚障	害者		聴覚又は 平衡機能	宇者	音声・ そしゃ	言語・ く機能障:	害者	肢体	不自由者		内部障害者		身体障害者計	
農、林、漁業			0 <sup>人</sup>		<b>1</b>			0 <sup>人</sup>			1		人 1		3
	(	_	)	( .	_ )	(	_	)	(	_	)	( _	)	( _	
《業,採石業, 》利採取業		_	0	(	0			0	(	_	0	( _	3		3
設業			0		13			0			62		54		129
造業	(	_	63	( .	332	(	_	21	(	_	808	( –	581	1,	805
	(	-	3	( .	- ) 1	(	_	2	(	-	19	( –	8	( –	33
意気・ガス・熱供給 水道業	(	_		(	- )	(	_		(	_	19	( –	)	_	33
<b>背報通信業</b>	,		2	,	6			0	,		31	,	13	,	52
壓輸業,郵便業	(	_	10	(	68		_	12	(	_	288	( –	267	_	645
]売業,小売業	(	_	41	(	_	(	_	9	(	_	417	( –	322	( _	871
	(	_		(	- )	(	_	)	(	_	)	( –	)	( –	
建融業,保険業	,		3	(	10 - )	(		0	(		42		26	( -	81
、動産業,物品賃貸業			4		16			1	,		47		37		105
华術研究,	(	_	3	(	- ) <b>7</b>	(	_	2	(	-	33	( –	22	( –	67
- 俯 切 先, 写門・技術サービス業	(	_	-	( .	_ )	(	_	_	(	_	)	( _	)	( _	0,
『泊業, 『食サービス業			4	,	15			6	,		48	,	32		105
活関連サービス業,娯 業	(	_	3	(	13	(	_	3	(	_	24	( –	31	( –	74
育,学習支援業	(	-	13	(	10	(	-	3	(	-	108	( –	62	_	196
	(	_	)	(		(	_		(	_	)	( –	)	( –	
療,福祉		_	163	( .	1 <b>89</b> 	(	_	14	(	_	622	( -	368	1,	356
合サービス事業			2		3			4			43		45		97
ービス業	(	-	20	( .	- ) 63	(	_	9	(	-	269	( –	214	( –	575
	(	_	)	(	_ )	(	_	)	(	_	)	( –	)	_	

注 1(6)①の表と同じ。

#### 〈詳細表〉

#### 2 地方公共団体における在職状況

- (1) 埼玉県の機関 (法定雇用率2.6%)
- ① 概況

	1		2				(3	③ 障害者の数					4			5	6
	機関数		法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員			B.重度身体		D.重度以外の身					実雇月			法定雇用率達成機関の	
区分			数	害者人知的阿		障害者及び 重度知的障	身体障害者、知的障害者及	体障害者及び知	A×2	2+B+C+D	F. うち	新規雇用分	E÷2	×100		数	成機関の割合
				VHHY		害者である短	び精神障害者	<ul><li>精神障害者である。</li></ul>		,							
						時間勤務職員	(注4)	る短時間勤務職 員(注5)									
		機関	人		人	人		۸ .		人		人			%	機具	§ %
計		5	9,887.0		83	4	113	13		289.5		16.0		2.93		5	100.0
	(	5)	( 9,841.0 )	(	82)	( 3)	( 110)	( 13)	(	283.5 )	(	27.5 )	(	2.88	)	( 5)	( 100.0 )
		機関	人		人	人		٨ .		人		人			%	機队	9 %
知事部局		1	7,719.5		67	2	89	6		228.0		12.0		2.95		1	100.0
	(	1)	( 7,659.0 )	(	67)	( 2)	( 83)	( 6)	(	222.0 )	(	17.5 )	(	2.90	)	( 1)	( 100.0 )
		機関	人		人	人		Λ .		人		人			%	機队	9 %
その他の機関	4	4	2,167.5		16	2	24	7		61.5		4.0		2.84		4	100.0
	(	4)	( 2,182.0 )	(	15)	( 1)	( 27)	( 7)	(	61.5 )	(	10.0 )	(	2.82	)	( 4)	( 100.0 )

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時 間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、特神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
  - ①令和元年6月2日以降に採用された者であること

- ①令和元年の月2日以降に入州こないと看じめること ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4は該当しない者である。 6 F欄の行う新規犀用分は合和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。 7 ( )内は令和3年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 機関名については、後記、3公的機関の状況の(1)①参照。

#### ② 障害種別在職状況

	① 障害者の数			②身体	障害者の数					③知的	障害者の数					<ul><li>④精神障害者</li></ul>	の数	
区分			b. 重度身体障 害者である短時 間勤務職員		・d.重度以外の身 体障害者である 短時間勤務職員	a×2+b+c+d×		者	b. 重度知的障 害者である短時 間勤務職員			$a\times2+b+c+d\times$		c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間勤 務職員	e. dのうち、(注5)	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	
							f. うち新規雇用分						f. うち新規雇用分			e. dのうち、(注5) に該当する職員		8. うち新規雇用分
	Α	۸.	Д	٨.	٨.	Α.	Α.	٨.	٨	٨	٨.	Α	Α	Α.	٨.	٨.	٨.	٨
ā†	289.5	82	4	78	13	252.5	8.0	1	0	0	0	2.0	0.0	34	1	1	35.0	8.0
	( 283.5 )	( 82 )	( 3)	( 83 )	( 13 )	( 256.5 )	( 18.5 )	( 0)	( 0 )	( 1)	( 0)	( 1.0 )	( 1.0 )	( 25 )	( 1)	( 1)	( 26.0 )	( 8.0 )
	Α.	٨.	Д	٨.	Α.	Д	,	7	Α	Α.	Α	У	,	7	,	Y	,	7
知事部局	228.0	66	2	57	6	194.0	4.0	1	0	0	0	2.0	0.0	32	0	0	32.0	8.0
	( 222.0 )	( 67 )	( 2)	( 59 )	( 6)	( 198.0 )	( 8.5)	( 0)	( 0)	( 1)	( 0)	( 1.0 )	( 1.0)	( 23 )	( 0)	( 0)	( 23.0 )	( 8.0 )
	Α	٨.	Д	٨	Α.	,	Α.	7	٨	٨	٨	Д	Α.	Α.	7	Α	,	٨
その他の機関	61.5	16	2	21	7	58.5	4.0	0	0	0	0	0.0	0.0	2	1	1	3.0	0.0
	( 61.5 )	( 15 )	( 1)	( 24 )	( <b>7</b> )	( 58.5 )	( 10.0 )	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0.0 )	( 0.0 )	( 2)	( 1)	( 1)	( 3.0 )	( 0.0 )

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③。欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④e欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
  - ①令和元年6月2日以降に採用された者であること
  - ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 () 内は令和3年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[参表]県

】県の機関における障害部位別の	雇用身体障害者数		※実人数

「多句」示い版例に	317 少学音即区別の	准用37 件件百分数														不大八双
	÷1	視覚障害	聴覚又は	音声・言語・そしゃく			肢体不自由						内部障害		•	
県の機関	ĀΤ	視力障害 視野障害	平衡機能障害	機能障害	上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
	177	8	3	0	32	60	10	7	1	25	14	1	8	0	1	0

## 19

#### (2) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)

### ① 概況

		1				3	障害者の数			4	(5)	6
	区分	機関数	法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者であ る短時間勤務職		体障害者及び知 的障害者並びに	A×2+B+C+D× 0.5	F. うち新規雇用分			法定雇用率達成 機関の割合
		機関	Α.	A		1	(注5)	Α.		0/_	機関	0/.
i	市町村の機関		55,744.5	371	20 ^	613	45	1.397.5	114.0	2.51	69	75.8
		( 90 )	( 55,035.5 )	( 362)	( 24)	( 553)	(44)	( 1,323.0 )	( 114.0 )	( 2.40 )	( 58)	( 64.4 )

注 2(1)①の表と同じ(機関名については、後記、3公的機関の状況の(1)②a~d参照)

#### ② 障害種別在職状況

	1			②身体[	章害者の数					③知的	章害者の数					<ul><li>④精神障害者の数</li></ul>	ţ	
区分	障害者の数		b. 重度身体障害者 である短時間勤務職 員			e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者 である短時間勤務職 員	c. 重度以外の知的 障害者	d. 重度以外の知的 障害者である短時間 勤務職員		f. うち新規雇用分		d. 精神障害者である 短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に 該当する職員	f. 計 c+(d−e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
+m++ 0+888	1.397.5	367	20	346	35	1,117.5	41.0	, 4	٨	21		31.5	11.5	229	22	人 17	248.5	61.5
市町村の機関	( 1,323.0 )	( 360 )	( 23 )	( 354)	( 35 )	( 1,117.5	( 68.0 )	( 2)	( 1)	( 19)	( 4)	( 26.0 )	( 10.0 )	( 168 )	( 17 )	( 12 )	( 182.5 )	

注 2(1)②の表と同じ

### 【参考】市町村の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

※実	

		÷1	視覚	障害	聴覚又は	音声・言語・そしゃく			肢体不自由	l					内部障害			
市町村の	機関	ŘΙ	視力障害	視野障害	平衡機能障害	機能障害	上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	§ 移動機能障害 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ほうこうスは直腸機能障害 小腸機能障害 夕			免疫機能障害	肝臓機能障害			
		768	26	22	76	4	78	244	54	42	7 120 69 3 18 1 2			2				

#### (3) 埼玉県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)

① 概況

<u></u>												
	①		2			3 14	管害者の数			4	5	6
区分	機関数		法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員 数	者及び重度知的 障害者	者及び重度知的 障害者である短	障害者及び精神 障害者(注4)		^U.5	F. うち新規雇用分	実雇用率 E÷②×100	法定雇用率 達成機関の 数	法定雇用率達成 機関の割合
	1	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
# <del> </del>	2		36,487.5	193	36	460	47	905.5	114.5	2.48	1	50.0
	( 2	)	( 36,138.5 )	( 193)	( 35)	( 450)	( 43)	( 892.5)	( 197.0)	( <b>2.47</b> )	(1)	( 50.0 )
	1	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
埼玉県教育委員会	1		30,942.5	170	34	384	45	780.5	92.5	2.52	1	100.0
	( 1	)	( 30,669.0 )	( 168)	( 33 )	( 386)	( 41)	( 775.5)	( 182.0 )	( 2.53)	(1)	( 100.0 )
	1	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
さいたま市教育委員会	1		5,545.0	23	2	76	2	125.0	22.0	2.25	0	0.0
	( 1	)	( 5,469.5 )	( 25 )	( 2)	( 64)	( 2)	( 117.0)	( 15.0 )	( 2.14 )	( 0)	( 0.0 )

注 2(1)①の表と同じ

#### ② 障害種別在職状況

	①			②身体障害	<b>手者の数</b>					③知的阿	管害者の数					④精神障害者の	数	
	障害者の数	a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者					a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者		d. 重度以外の知的			c.精神障害者	d. 精神障害者であ		f. #	
区分			である短時間勤務		障害者である短時 間勤務職員	a×2+b+c+d×0.5			である短時間勤務 職員	障害者	障害者である短時 間勤務職員	a×2+b+c+d×0	.5		る短時間勤務職員		c+(d-e)×0.5+e	
			100,91		[PU3802273 994.5F4		f. うち新規雇用分		100,910		P1383-273-984.3F4		f. うち新規雇用分			e. dのうち、(注5)に		g. うち新規雇用分
																該当する職員		
	٨.	Α.	Α.	,	Α.	٨.	Υ.	Α.	Α.	Α.		٨.	,	Α.	Α.	Α.	Α.	٨
ät	905.5	181	32	219	28	627.0	37.0	12	4	26	8	58.0	21.5	193	33	22	220.5	56.0
	( 892.5 )	( 181 )	( 30)	( 229 )	( 27 )	( 634.5 )	( 97.0)	( 12 )	( 5)	( 24 )	(8)	( 57.0)	( 23.0)	( 163 )	( 42 )	( 34)	( 201.0)	( 77.0)
	Υ.	Y	Α.	Α.	Α.	٨.	λ.	λ.	λ.	λ.	λ.	٨	Α.	Y	Α.	٨	λ.	٨
埼玉県教育委員会	780.5	160	30	180	26	543.0	34.0	10	4	22	8	50.0	19.5	160	33	22	187.5	39.0
	( 775.5 )	( 158 )	( 28 )	( 191 )	( 25 )	( 547.5 )	( 91.0)	( 10 )	( 5)	( 18 )	(8)	( 47.0)	( 22.0 )	( 143 )	( 42 )	( 34)	( 181.0 )	( 69.0 )
	λ.	Α.	Α.	,	,	٨.	Α.	Α.	Α.	Α.	٨.	٨.	٨.	Α.	Α.	Α.	٨.	٨.
さいたま市教育委員会	125.0	21	2	39	2	84.0	3.0	2	0	4	0	8.0	2.0	33	0	0	33.0	17.0
	( 117.0 )	( 23 )	( 2)	( 38 )	( 2)	( 87.0)	( 6.0)	( 2)	( 0)	( 6)	( 0)	( 10.0)	( 1.0)	( 20 )	( 0)	( 0)	( 20.0)	( 8.0)

注 2(1)②の表と同じ

【参考】県等の教育	委員会における	5障害部	『位別の雇用』	身体障害者数														※実人数
	視覚障害・聴覚又は・						音声・言語・そしゃく 肢体不自由							内部障害				
県等教育委員会の機関	āī		視力障害	視野障害	平衡機能障害	機能障害	上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
		460	39	20	63	4	66	117	23	12	0	70	23	3	16	0	4	0

### 3 公的機関の状況

### (1) 地方公共団体の状況(法定雇用率2.6%)

### ① 埼玉県の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数		④ 不足数	備考
埼玉県の機関合計	9,887.0	289.5	2.93	0.0	
埼玉県知事部局	7,719.5	228.0	2.95	0.0	
埼玉県議会事務局	68.5	2.0	2.92	0.0	
埼玉県企業局	426.0	13.0	3.05	0.0	
埼玉県下水道局	115.5	4.0	3.46	0.0	
埼玉県警察本部	1,557.5	42.5	2.73	0.0	

## ② 市町村の機関の状況 a 市長部局の機関の状況

機関名	送定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町村の機関合計	55,744.5	1,397.5	2.51	74.0	
市長部局の機関小計	46,142.5	1,153.0	2.50	62.5	
さいたま市	6264.0	164.0	2.62	0.0	
川越市	3013.0	71.5	2.37	6.5	特例認定(注5)
熊谷市	1317.0	34.0	2.58	0.0	特例認定(注5)
川口市	4197.5	104.5	2.49	4.5	特例認定(注5)
行田市	575.5	15.0	2.61	0.0	特例認定(注5)
秩父市	682.0	19.5	2.86	0.0	
所沢市	2138.5	54.0	2.53	1.0	特例認定(注5) 不足解消(注4①)
飯能市	651.5	15.0	2.30	1.0	
加須市	1065.0	29.0	2.72	0.0	特例認定(注5)
本庄市	693.5	20.5	2.96	0.0	特例認定(注5)
東松山市	910.0	18.0	1.98	5.0	特例認定(注5)
春日部市	1422.5	37.0	2.60	0.0	特例認定(注5)
狭山市	1023.0	28.0	2.74	0.0	特例認定(注5)
羽生市	372.5	10.0	2.68	0.0	特例認定(注5)
鴻巣市	587.5	15.5	2.64	0.0	
深谷市	1113.0	27.0	2.43	1.0	特例認定(注5)
上尾市	1090.0	28.0	2.57	0.0	特例認定(注5)
草加市	2067.5	35.5	1.72	17.5	特例認定(注5)
越谷市	2379.0	61.0	2.56	0.0	特例認定(注5)
蕨市	411.0	12.0	2.92	0.0	
戸田市	966.5	17.0	1.76	8.0	特例認定(注5)
入間市	864.0	22.0	2.55	0.0	
朝霞市	924.5	27.5	2.97	0.0	特例認定(注5)
志木市	532.5	11.0	2.07	2.0	特例認定(注5)
和光市	578.5	12.0	2.07	3.0	特例認定(注5) 不足解消(注4②)
新座市	1201.5	22.5	1.87	8.5	特例認定(注5)
桶川市	537.0	16.0	2.98	0.0	特例認定(注5)
久喜市	1170.0	37.0	3.16	0.0	特例認定(注5)
北本市	504.5	12.0	2.38	1.0	特例認定(注5)
八潮市	727.0	17.5	2.41	0.5	特例認定(注5)
富士見市	909.0	25.0	2.75	0.0	特例認定(注5)
三郷市	1066.0	24.0	2.25	3.0	特例認定(注5) 不足解消(注4③)
蓮田市	456.0	11.0	2.41	0.0	特例認定(注5)
坂戸市	676.0	18.0	2.66	0.0	特例認定(注5)
幸手市	330.5	8.0	2.42	0.0	特例認定(注5)
鶴ヶ島市	536.0	16.0	2.99	0.0	特例認定(注5)
日高市	462.5	13.0	2.81	0.0	特例認定(注5)
吉川市	531.0	13.5	2.54	0.0	特例認定(注5)
ふじみ野市	789.5	20.0	2.53	0.0	特例認定(注5)
白岡市	406.5	11.0	2.71	0.0	特例認定(注5)

### b 町村長部局の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
町村長部局の機関小計	4,790.5	118.5	2.47	6.5	
伊奈町	361.0	8.0	2.22	1.0	特例認定(注5) 不足解消(注4④)
三芳町	384.5	12.0	3.12	0.0	特例認定(注5)
毛呂山町	312.0	8.0	2.56	0.0	特例認定(注5)
越生町	142.0	4.0	2.82	0.0	特例認定(注5)
滑川町	177.0	4.5	2.54	0.0	特例認定(注5)
嵐山町	139.5	3.5	2.51	0.0	
小川町	297.0	6.0	2.02	1.0	特例認定(注5)
川島町	266.0	7.0	2.63	0.0	特例認定(注5)
吉見町	174.0	4.0	2.30	0.0	
鳩山町	110.0	3.0	2.73	0.0	
ときがわ町	202.0	5.0	2.48	0.0	特例認定(注5)
横瀬町	130.5	1.0	0.77	2.0	特例認定(注5)
皆野町	67.0	1.0	1.49	0.0	
長瀞町	68.5	1.0	1.46	0.0	
小鹿野町	334.5	11.0	3.29	0.0	特例認定(注5)
東秩父村	92.0	3.0	3.26	0.0	
美里町	146.0	3.0	2.05	0.0	特例認定(注5)
神川町	125.5	4.0	3.19	0.0	
上里町	201.0	5.0	2.49	0.0	
寄居町	297.0	4.5	1.52	2.5	特例認定(注5)
宮代町	220.0	5.0	2.27	0.0	
杉戸町	355.0	10.0	2.82	0.0	特例認定(注5)
松伏町	188.5	5.0	2.65	0.0	

### c 市町村教育委員会の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町村教育委員会の機関小計	2,246.5	61.0	2.72	0.0	
秩父市教育委員会	162.0	4.5	2.78	0.0	
所沢市教育委員会	566.0	15.0	2.65	0.0	
飯能市教育委員会	100.0	3.0	3.00	0.0	
鴻巣市教育委員会	71.0	3.0	4.23	0.0	
上尾市教育委員会	356.5	9.0	2.52	0.0	
越谷市教育委員会	406.0	12.0	2.96	0.0	
蕨市教育委員会	76.0	2.5	3.29	0.0	
入間市教育委員会	303.5	7.5	2.47	0.0	
鳩山町教育委員会	38.5	1.0	2.60	0.0	
皆野町教育委員会	58.5	1.5	2.56	0.0	
神川町教育委員会	41.5	1.0	2.41	0.0	
上里町教育委員会	67.0	1.0	1.49	0.0	·

#### d 市町村その他の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町村その他の機関小計	2,565.0	65.0	2.53	5.0	
さいたま市水道局	388.5	13.0	3.35	0.0	
熊谷市上下水道事業	54.0	1.5	2.78	0.0	
所沢市上下水道局	143.0	1.0	0.70	2.0	
入間市上下水道部	45.5	2.0	4.40	0.0	
越谷・松伏水道企業団	103.0	3.0	2.91	0.0	
桶川北本水道企業団	43.0	1.0	2.33	0.0	
坂戸、鶴ヶ島水道企業団	54.0	2.0	3.70	0.0	
坂戸、鶴ヶ島下水道組合	42.0	2.0	4.76	0.0	
さいたま市立病院	613.5	16.0	2.61	0.0	
秩父市立病院	131.0	2.0	1.53	1.0	
春日部市立医療センター	340.5	9.5	2.79	0.0	
草加市立病院	338.0	7.0	2.07	1.0	
蕨市立病院	106.5	1.0	0.94	1.0	
朝霞地区一部事務組合	56.5	1.0	1.77	0.0	
東埼玉資源環境組合	48.0	2.0	4.17	0.0	
大里広域市町村圏組合	58.0	1.0	1.72	0.0	

### (2) 埼玉県等の教育委員会の状況 (法定雇用率2.5%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数		④ 不足数	備考
埼玉県等の教育委員会合計	36,487.5	905.5	2.48	13.0	
埼玉県教育委員会	30,942.5	780.5	2.52	0.0	
さいたま市教育委員会	5,545.0	125.0	2.25	13.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数 に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
  - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、令和元年6月2日以降に採用された者又は令和元年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
  - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

- 注 4 ①所沢市においては、10月1日時点において、障害者の数55.0人、実雇用率2.57%、不足数0.0人となっている。 ②和光市においては、11月30日時点において、障害者の数15.0人、実雇用率2.58%、不足数0.0人となっている。 ③三郷市においては、9月1日時点において、障害者の数27.0人、実雇用率2.54%、不足数0.0人となっている。 ④伊奈町においては、12月1日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.49%、不足数0.0人となっている。
  - 5 注5の機関は、特例認定を受けている。 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣 の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
  - 6 一覧表にない機関においては、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数が38.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に基づく障害者の採用義務が発生していないため、省略した。

### 特例認定一覧(市町村の機関)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)	認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)		
BUNCTUS INCINITY					
川越市	川越市教育委員会	北本市	北本市教育委員会		
	川越市上下水道局	八潮市	八潮市教育委員会		
熊谷市	熊谷市教育委員会		八潮市水道部		
川口市	川口市教育委員会	富士見市	富士見市教育委員会		
	川口市上下水道局	三郷市	三郷市教育委員会		
	川口市立医療センター	蓮田市	蓮田市教育委員会		
行田市	行田市教育委員会	坂戸市	坂戸市教育委員会		
所沢市	所沢市市民医療センター	幸手市	幸手市教育委員会		
加須市	加須市教育委員会	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市教育委員会		
本庄市	本庄市教育委員会	口方士	日高市議会事務局		
	東松山市教育委員会	日高市	日高市教育委員会		
東松山市	東松山市立市民病院	吉川市	吉川市教育委員会		
	東松山市水道事業	ふじみ野市	ふじみ野市教育委員会		
	東松山市下水道事業	白岡市	白岡市教育委員会		
春日部市	春日部市教育委員会	净太町	伊奈町教育委員会		
狭山市	狭山市教育委員会	伊奈町	伊奈町議会事務局		
	狭山市上下水道事業	三芳町	三芳町教育委員会		
羽生市	羽生市教育委員会	毛呂山町	毛呂山町教育委員会		
深谷市	深谷市教育委員会	越生町	越生町教育委員会		
上尾市	上尾市上下水道部	滑川町	滑川町教育委員会		
草加市	草加市教育委員会	小川町	小川町教育委員会		
	草加市水道事業	ときがわ町	ときがわ町教育委員会		
越谷市	越谷市立病院	川島町	川島町教育委員会		
戸田市	戸田市教育委員会	横瀬町	横瀬町教育委員会		
朝霞市	朝霞市教育委員会	ᄼᄼᆄᄜᄝᄪ	小鹿野町教育委員会		
志木市	志木市教育委員会	小鹿野町	国民健康保険町立小鹿野中央病院		
和光市	和光市教育委員会	美里町 美里町教育委員会			
新座市	新座市教育委員会	寄居町	寄居町 寄居町教育委員会		
桶川市	桶川市教育委員会	杉戸町	杉戸町教育委員会		
久喜市	久喜市教育委員会				

### (3) 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.6%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人等合計	2,399.0	61.0	2.54	1.0	
公立大学法人埼玉県立大学	159.5	4.0	2.51	0.0	
地方独立行政法人 埼玉県立病院機構	1,988.5	50.0	2.51	1.0	
埼玉県住宅供給公社	251.0	7.0	2.79	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
  - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間労働者である精神障害者であって、令和元年6月2日以降に採用された者又は令和元年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
  - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
  - 4 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。